

柔道整復師に対する指導・監査等について

柔道整復師に対する指導監査等の流れ

① 集団指導

概ね1年以内に受領委任の取扱いを「登録」又は「承諾」した柔道整復師を対象に実施

指導監査委員会（地方厚生（支）局に設置）

個別指導の対象とする柔道整復施術所を選定

（選定対象）

- ① 受領委任の規程等に違反している場合
- ② 柔整審査会、保険者及び患者等からの情報に基づき指導が必要と認められる場合
- ③ 個別指導において経過観察となった場合で、その後の改善が認められない、又は、改善状況の確認を要する場合

柔整審査会、
保険者及び患者等
からの情報提供

選定

② 個別指導

要監査

経過観察

不正等の疑い

③ 監査

不正等が発覚

④ 受領委任の中止

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（厚生（支）局別）

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考)情報提供		
	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26	H24	H25	H26
北海道	347	672	541	3	3	3	3	0	0	1	0	0	42	39	26
東北	1,265	713	263	16	17	14	6	5	2	4	4	0	23	31	40
関東信越	1,462	1,181	1,094	32	29	15	3	1	4	3	2	3	179	154	166
東海北陸	382	744	387	21	21	19	2	3	1	3	2	1	92	86	69
近畿	1,164	2,051	931	60	62	50	38	19	19	26	14	11	186	176	100
中国四国	202	335	146	4	5	11	1	3	2	2	3	1	55	34	45
四国	288	113	130	16	9	5	3	0	2	1	2	0	37	23	29
九州	485	451	608	7	12	5	0	2	5	0	1	3	60	88	73
計	5,595	6,260	4,100	159	158	122	56	33	35	40	28	19	674	631	548

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（平成26年度）

厚生(支)局	①集団指導(人)	②個別指導(件)	③監査(件)	④中止等(件)	(参考)情報提供
北海道	541	3	0	0	26
東北	263	14	2	0	40
関東信越	1,094	15	4	3	166
東海北陸	387	19	1	1	69
近畿	931	50	19	11	100
中国四国	146	11	2	1	45
四国	130	5	2	0	29
九州	608	5	5	3	73
計	4,100	122	35	19	548

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数

※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

柔道整復師に対する指導・監査等の実施状況（年度別 全国）

年度	①集団指導 (人)	②個別指導 (件)	③監 査 (件)	④中止等 (件)	(参考) 情報提供 (件)
H24年度	5, 595	159	56	40	674
H25年度	6, 260	158	33	28	631
H26年度	4, 100	122	35	19	548

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

地方厚生(支)局が実施する集団指導及び個別指導の概要

柔 ー 2
28. 3. 29

1. 集団指導

集団指導の目的

柔道整復師の施術に係る療養費の請求の質的向上及び適正化を図ることを目的として、次に掲げる場合に集団指導を実施。

- (1)概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録又は承諾した柔道整復師
- (2)受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師

実施時期

- 上記1. (1)に該当する柔道整復師は、原則として、受領委任の取扱いを登録又は承諾した年度内に1回以上実施
- 上記1. (2)に該当する柔道整復師は、必要に応じて実施

出席者

- 受領委任に係る施術管理者に出席を求める。なお、施術管理者以外の開設者(開設者と管理者が別の場合)、勤務柔道整復師及び療養費請求事務担当者等が同席することは差し支えないが、施術管理者を代替することはできない。
- 施術管理者が出席できない場合は理由書の提出を求め、次回開催時に出席を求める。

指導内容

以下の内容について講習、講演等の方法で指導を行う。

- ・ 受領委任の取り扱い
- ・ 療養費の請求事務
- ・ 療養費の支給基準等の改定内容
- ・ 過去の指導事例等 等

2. 個別指導

個別指導の目的

受領委任の取り扱いや療養費の請求等について周知徹底することを目的として、地方厚生局に設置する指導監査委員会に諮り以下の要件に該当する対象者を決定し、個別指導を実施する。

- ① 受領委任の規程等に違反しているものと認められる柔道整復師
- ② 柔道整復療養費審査委員会、保険者及び患者等からの情報に基づき個別指導が必要と認められる柔道整復師
- ③ 個別指導後の対応において経過観察の対象となり、改善が認められない柔道整復師又は改善状況の確認を要する柔道整復師

出席者

施術管理者である柔道整復師に出席を求めるほか、必要に応じて開設者、勤務柔道整復師、療養費請求事務担当者等の出席を求める。

指導内容

事前に抽出した療養費支給申請書(原則として指導月前の連続した概ね6ヶ月分)に基づき、施術録及び関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により指導を行う。

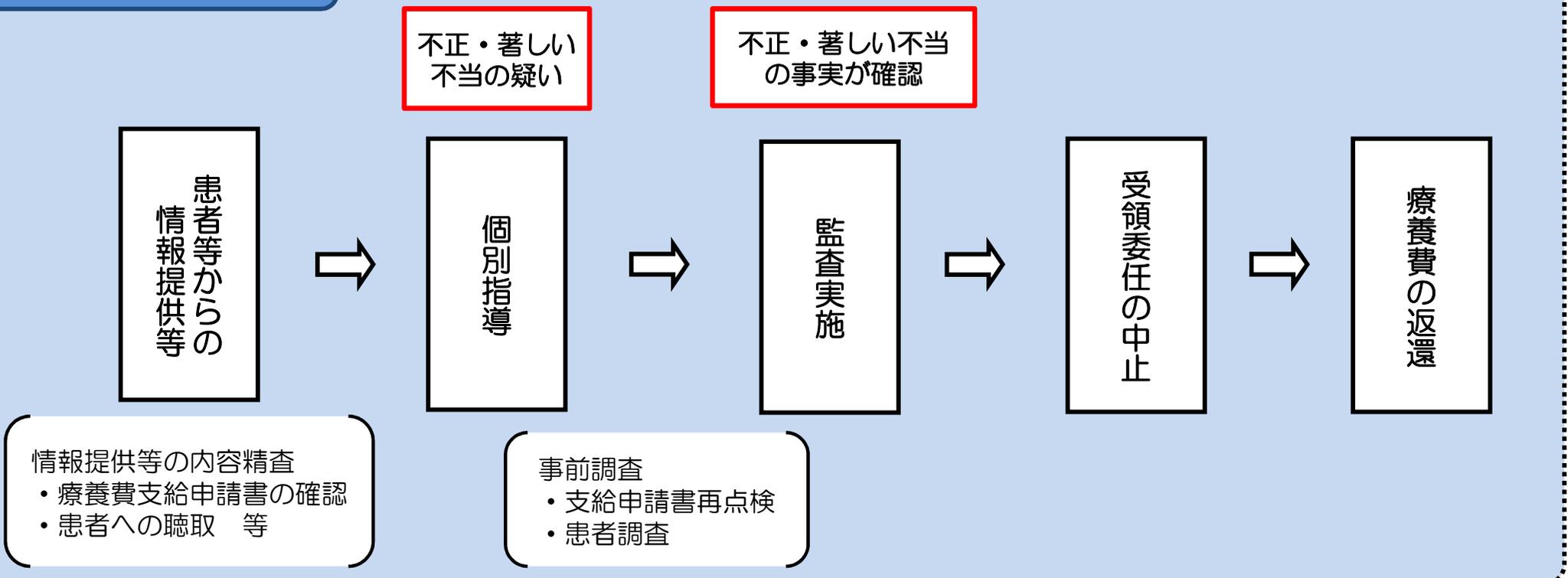
監査への移行

指導中に施術内容又は療養費の請求について、明らかに不正又は著しい不当が疑われる場合は、指導を中止し、必要に応じ患者調査を実施した上で、速やかに監査を行う。

地方厚生（支）局における不正請求に対する対策

- 柔道整復師による療養費の請求に関して、情報提供等により不正請求が疑われた場合、地方厚生局が都道府県と共同で、受領委任協定等に基づき個別指導を実施。その結果、不正又は著しい不当が疑われる場合においては、監査へ移行。
- 監査の結果、不正又は著しい不当の事実が認められた場合には、受領委任の取扱いを中止し、以後原則5年間は受領委任契約等を結べないよう措置するとともに、不正等により支払われた療養費の返還を求めている。

監査業務のフロー



【受領委任の契約上の位置づけ】

○現行、受領委任の中止については、受領委任に係る協定又は契約の当事者である地方厚生局長と都道府県知事が行うものとしている。

○また、受領委任に係る承諾及び登録は、契約という形態をとっているが、受領委任の取扱いを認めるにふさわしい施術者等であることを行政として公に認める行為であり、受領委任通知に基づき本来的に行政が行うべきものとし、地方厚生（支）局が実施することとされている。

○また、受領委任に係る登録等は、各健康保険組合から委任を受けた健康保険組合連合会会長等からの委任を受けて実施されているが、この委任は、個別の施術者等が受領委任の取扱いを行政に委ねるとともに、受領委任の取扱いを認めることを行政に対して約束しているものである。

※平成20年10月以降の健康保険及び船員保険に係る柔道整復の受領委任払いに関する業務の取扱いについて（平成20年9月22日付け保発第0922001号）より

（参考）受領委任の中止の取扱い

○柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第4号）

別添1 協定書（別紙）

（受領委任の取扱いの中止）

13 甲（地方厚生局長）と乙（都道府県知事）は、丁（施術管理者）又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- （1）本協定（本規定）に定める事項を遵守しなかったとき。
- （2）療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- （3）その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

※（）は別添2受領委任の取扱規程

○柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（平成11年10月20日付け保発第145号、老発第683号）

別添2 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要領

5 監査

（3）監査後の措置

① 地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止する。

なお、受領委任の取扱いの中止は、次の基準によって行う。

ア 故意に不正又は著しい不当な療養費の請求を行ったもの。

イ 重大な過失により、不正又は著しい不当な療養費の請求をしばしば行ったもの。